

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

阿武町長 殿

届 出 人 住 所
(伐採者) 氏 名
 電話番号

(造林者) 住 所
 氏 名
 電話番号

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は、届出者のうち が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

阿武郡阿武町大字 字 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

<注意事項>

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は少数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

＜伐採する者の住所・氏名＞

住 所

氏 名

1 伐採の計画

伐 採 面 積	ha (うち人工林 ha)		
伐 採 方 法	主 伐 (皆 伐 ・ 択 伐) ・ 間 伐	伐 採 率	%
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
集 材 方 法	集材路 ・ 架線 ・ その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m、延長 m		

2 備考

--

＜注意事項＞

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 3
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

＜造林をする者の住所・氏名＞

住 所

氏 名

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造 林 の 期 間	造 林 樹 種	樹 種 別 の 造 林 面 積	樹 種 別 の 植 栽 本 数	作 業 委 託 先	鳥 獣 害 対 策
人 工 造 林 (植 栽 ・ 人 工 播 種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5 年 後 に お い て 的 確 な 更 新 が な さ れ な い 場 合						

3 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

伐採及び集材に係るチェックリスト

年 月 日

伐 採 す る 者 :	
森 林 の 所 在 場 所 :	

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の設定 ① 森林所有者に対し再造林の必要性を説明し、その実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。 ② 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。 ③ 伐採する区域の明確化を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保存木を設定するとともにそれらに架線や集材路を通過させる場合は、影響範囲を最小限にする。 ⑤ 伐採が大面積にならないよう伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分割させる。	☐
(2) 林地保全に配慮した集材路^{注1)}・土場の配置・作設 ① 集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ② 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材路の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等の伐採・搬出は、架線集材とする。 ③ 土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。 ④ 現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤ 集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦ 集材路・土場は溪流から距離を置いて配置する。 ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑩ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑪ 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針^{注2)}に基づく森林作業道として作設する。 ⑫ 幅員が3mを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が1haを超えていない。 注1) 集材路: 立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設(道)(森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する。) 注2) 「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知)	☐
(3) 人家、道路、取水口周辺等での配慮 ① 集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ② 水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	☐
(4) 生物多様性と景観への配慮 ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☐

(5) 切土・盛土 ① 集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。 ② 切土高を極力低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 残土が発生した場合には、溪流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて丸太組み工等の対策を講じる。	☐
(6) 路面の保護と排水の処理 ① 雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ② 路面の排水は、侵食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	☐
(7) 溪流横断箇所の処理 ① 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ② 洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☐
(8) 作業実行上の配慮 ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払う。 ④ 伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。 ⑤ 枝条等が溪流に流出しないように対策を講じる。 ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。	☐
(9) 事業実施後の整理 ① 枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。 ② 集材路・土場は、植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。 ③ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ④ 伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。	☐

＜注意事項＞

- ① 主伐の場合は、この「伐採及び集材に係るチェックリスト」を伐採届出書に添付すること。
- ② それぞれのチェック項目が適切に処理されている場合に限り、右の確認欄の口印に✓記号を記入すること。
 ※全ての確認欄に✓記号が入らなければ、この伐採が市町村森林整備計画に適合していると認められないため、伐採届出書を受理することができません。

確認通知書・適合通知書交付申請書

年 月 日

阿武町長 殿

申請書 (伐採者) 住 所
氏 名

下記により提出した伐採及び伐採後の造林の届出書について、[確認通知書・適合通知書]の
交付を申請します。

記

1 届出年月日

年 月 日

2 届出を行った森林の所在

3 交付申請理由

4 その他

(注意事項)

- 1 伐採者の住所・氏名を記入すること。(造林者も交付を希望する場合は、連名とすること。)
- 2 申請者が法人等の場合は、氏名欄に名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 押印は不要とする。
- 4 適合通知書等の受理を伐採を委託した業者等に委任する場合は、委任する旨・委任者の氏名・委任先をその他欄に記入すること。
- 5 合法木材の証明を必要とする場合は、収受印を押印した届出書を適合通知書等に代えることができる。

伐採及び伐採後の造林の届出書の留意事項

伐採及び伐採後の造林届出書を提出する際は、届出書等に記載の注意事項のほか、以下の点に留意すること。

1 届出の対象

地域森林計画対象森林の普通林において立木の伐採を行おうとする場合。ただし、下記に該当する場合は提出不要とする。

- ① 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者が伐採する場合
- ② 森林法第10条の2第1項の林地開発許可を受けた者が伐採する場合
- ③ 森林法第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定に基づいて伐採する場合
- ④ 森林経営計画において定められている伐採をする場合(別途事後届出が必要)
- ⑤ 測量又は実地調査を目的に森林法第49条第1項の許可を受けて伐採する場合
- ⑥ 森林法第188条第3項(立入調査等)の規定に基づいて伐採する場合
- ⑦ 特用林として市長の指定を受けた森林を伐採する場合
- ⑧ 自家用林として市長の指定を受けた森林を伐採する場合
- ⑨ 火災、風水害その他の非常災害に際し、緊急の用に供する必要がある場合(別途事後届出が必要)
- ⑩ 除伐する場合(竹の伐採を含む)
- ⑪ その他農林水産省令で定める場合
 - (1) 国又は都道府県が保安施設事業、砂防工事又は地すべり防災工事若しくはぼた山崩壊防災工事を実施するため伐採する場合
 - (2) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合
 - (3) 倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合
 - (4) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合

※ 森林が保安林又は保安施設地区の場合は、別途届出が必要です。
木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第4条第5項に規定する認定事業計画に基づく伐採及び伐採後の造林については、同法第7条の規定に基づく届出が不要です。
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)に規定する特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画及び認定特定植栽事業計画に基づく伐採については、同法第8条、同法第13条又は同法第17条の規定により届出が不要です。

【伐採及び伐採後の造林の届出書】

2 届出日

伐採を開始する30～90日前までに届け出ること。(逆に言えば、届出日から30～90日後に伐採を開始すること。)

3 届出人

伐採者は、森林の立木を伐採する権利を有する者でなければならない。
造林者は、その土地に造林する権利を有する者でなければならない。
伐採者と造林者が同じ場合は、造林者の氏名欄に「同上」と記載すること。
間伐の場合は、伐採者が単独で届け出ること。
伐採者又は造林者が法人等の場合は、担当者の氏名・連絡先も記載すること。
押印は不要とする。
伐採者又は造林者が登記簿上の土地所有者と異なる場合は、それぞれの権利を照明する書類を添付すること。(例: 土地売買契約書、土地貸借契約書、立木売買契約書、固定資産税の納入通知書などの写し)

4 森林の所在場所

隣接・近接する森林の伐採の場合は、一つの伐採箇所とみなすことができるものとするが、森林の所在場所欄には該当する全ての地番を記載し、伐採面積欄には伐採箇所の合計面積を記載すること。

※ 「近接する森林」とは、同一林班内の森林のことをいう。

5 伐採及び伐採後の造林の計画 伐採計画書及び造林計画書を添付すること。
【伐採計画書】 6 伐採方法 「皆伐」は原則として一区域当り20ha以内とすること。(20haを超える皆伐の場合は、保存帯を設置し、それを箇所図に表記すること。) 「択伐」は伐採率30%以下(伐採後に植栽する場合は伐採率40%以下)、「間伐」は伐採率35%以下とすること。 主伐(皆伐・択伐)は、原則として次の標準伐期齢に達した樹木を対象とすること。ただし林業目的以外の伐採の場合はこの限りではない。 〔標準伐期齢〕 スギ35年、ヒノキ40年、マツ類30年、その他針葉樹45年、その他広葉樹20年、クヌギ10年 〔林業目的以外の伐採〕 例1)電力会社等による電線の保安伐採の場合 例2)防犯上の理由等により住宅接近を伐採する場合 ※ 備考欄に「線下伐採」や「住宅接近の伐採」などと記載すること。 間伐は、原則として次の間伐を実施すべき標準的な林齢の範囲内で行うこと。ただし、造林木の育成や森林の保全管理上必要と認められる場合はこの限りではない。 ※ 造林木の育成や森林の保全管理上必要と認められる間伐の場合は、現地状況がわかる写真を添付すること。 〔間伐を実施すべき標準的な林齢〕 スギ:13～70年生、ヒノキ:18～80年生、その他広葉樹:15～40年生
7 伐採の期間 伐採の開始日は、届出日から30～90日以降とすること。
8 集材方法 「集材路・架線・その他」の該当するものを○で囲み、その他の場合は()内に具体的な方法を記載すること。
【造林計画書】
9 間伐の場合の造林計画書 造林計画書の内容の記載は不要とする。
10 (1)造林の方法別の造林面積等の計画 造林面積は、該当する全ての欄に記載すること。 伐採後の造林の方法のうち天然更新については、「ぼう芽更新」と「天然下種更新」に区別して記載すること。 「地表処理・刈出し・植込み・その他・なし」の該当するものを○で囲み、その他の場合は()内に具体的な方法を記載すること。 〔ぼう芽更新とは〕 竹林や広葉樹の伐採跡地において伐採した立竹木の根や切り株からの発芽により更新することをいい、伐採樹種が次の樹種に限定される。 シイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹 〔天然下種更新とは〕 周辺の樹木等から飛んできた種子などからの発芽により更新することをいう。
11 (2)造林の方法別の造林の計画 〔人工造林〕 ① 造林の期間は、伐採が完了した日の翌年度の初日から2年以内とすること。 ② 造林樹種は、造林しようとする全ての樹種を記載すること。なお、造林樹種は次の樹種に限定すること。 スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ヤマグリ、ケヤキ、ヤマザクラ ③ 樹種別の造林面積は、樹種ごとの面積を記載し、面積合計を伐採面積と一致させること。 ④ 樹種別の植栽本数は、樹種ごとの植栽本数を記載すること。 ⑤ 植栽本数は、2,000～5,000本/haとすること。

〔天然更新〕

- ① 造林の期間は、伐採が完了した日の翌年度の初日から5年以内とすること。
- ② 天然更新の対象樹種は、次のとおりとする。
針葉樹、ケヤキ、シイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹

※ 造林樹種欄への記載は「その他広葉樹」で可

- ③ ぼう芽更新による更新が可能な樹種は、次のとおり
シイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹
- ④ 樹種別の造林面積は、伐採面積と同じ面積を記載すること。
- ⑤ 樹種別の植栽本数欄は、記載不要とする。

〔5年後において的確な更新がなされない場合〕

- ① 造林の期間は、伐採が完了した日の翌年度の初日から5年を経過した日から2年以内とすること。
- ② 造林樹種は、上記の天然更新に準ずることとし、造林しようとする全ての樹種を記載すること。
- ③ 樹種別の造林面積は、樹種ごとの面積を記載し、面積合計を伐採面積と一致させること。
- ④ 樹種別の植栽本数は、樹種ごとの植栽本数を記載すること。
- ⑤ 植栽本数は、2,000～10,000本/haとすること。

12 状況報告書

伐採者は、伐採完了後30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」を提出すること。ただし、間伐にあっては状況報告書の提出は不要とする。

造林者は、次の期日までに「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出すること。

- ① 人工造林の場合にあっては、造林後30日以内
- ② 天然更新で造林計画書の造林期間の末日において天然更新が図られている場合にあっては、その日から30日以内
- ③ 天然更新で造林計画書の造林期間の末日において天然更新が図られていない場合にあっては、その日から2年以内に実施した造林の完了後30日以内

森林以外への転用の場合は、「伐採に係る森林の状況報告書」の提出は必要であるが、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出は不要とする。ただし、伐採の終了した日から5年後において転用されていない場合は、造林計画書に基づく造林を行ったうえで「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出すること。

13 添付書類(上記以外)

- ① 伐採箇所を表記した図面
- ② <主伐の場合>
伐採及び集材に係るチェックリスト、搬出計画図
- ③ <適合通知書等の交付を希望する場合>
確認通知書・適合通知書交付申請書